

大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村 意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により、綾町から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

公 告 日：令和 7 年 6 月 18 日

届出年月日：令和 6 年 12 月 23 日

店 舗 名：マックスバリュ綾店

縦 覧 場 所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦 覧 期 間：令和 7 年 6 月 18 日から令和 7 年 7 月 18 日まで

意見の概要：別紙のとおり

綾総商第 73 号
令和 7 年 5 月 30 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

綾町長 松本 俊二



大規模小売店舗立地法に基づく意見について

令和 7 年 1 月 20 日付け 250-1113-33 で照会のあった大規模小売
店舗立地法に基づく届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 届出者

J A 三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤真樹
東京都中央区銀座 8 丁目 13 番 1 号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ綾店
東諸県郡綾町大字南俣字郷鳴 180

3 意見

特になし

文書取扱：総合政策課

担当：商工観光係 鶴田

電話：0985-77-3464

FAX：0985-77-2094